国土交通省独立行政法人評価委員会

第 13 回海上災害防止センター分科会議事録

千田課長補佐 それでは、定刻となりましたので、国土交通省独立行政法人評価委員会 第 13 回海上災害防止センター分科会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず御参集いただきまして、まこと にありがとうございます。

私は事務局を務めます海上保安庁環境防災課課長補佐の千田でございます。本日の議事 進行につきましては、後ほど分科会会長にお願いするまでの間、私が務めさせていただき ます。どうかよろしくお願いいたします。

分科会の開会に当たりまして、海上保安庁環境防災課長の河村から御挨拶を申し上げます。

河村環境防災課長 海上保安庁環境防災課長の河村でございます。

まず、本日、大変お忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございました。 また、委員の皆様方におかれましては、海上保安庁、それに海上災害防止センターの業務 に日ごろより多大の御理解、御協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたし まして改めて御礼申し上げたいと思います。

さて、センターにつきましては、昨年の4月の事業仕分けで、法人形態としては公益法人などの民間主体を目指すべき、こういう御指摘をいただいたところでございます。この民間法人化の方針は、昨年の末に閣議決定という形で正式に決定され、今後、政府全体として、センターの民間法人化を推進していくということになっておるわけでございます。

ただ、この方針は閣議決定されたものの、実際の移行までの間には法改正など諸作業が必要となり、それらには一定の期間を要することになりますので、このたびは、第三期の新しい中期目標、中期計画を策定することになったものでございます。

本日は、皆様にこの目標と計画について御審議をいただくことになっております。最後 までどうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、我が国の海上防災体制の維持のためにも、また、組織形態をスムー

ズに移行できるよう、今後ともセンターと私どもと連携をとりながら諸作業を進めてまいりますので、本日御出席の評価委員の皆様方におかれましても、引き続き、変わらぬ御指導いただけますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、私からの冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

千田課長補佐 本日の分科会には、藤野委員、北村委員、工藤委員、宮下委員、平塚委員、平林委員の御出席をいただいております。小塚委員につきましては、若干遅れるということでございます。

本日の分科会ですが、現時点で、委員7名中6名の方に御出席いただいております。過 半数を超えておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令第7条に定める定足数 を満たしておりますことを、ここに御報告させていただきます。

本日は、議題1の独立行政法人海上災害防止センター第三期中期目標(案)について、 議題2の独立行政法人海上災害防止センター第三期中期計画(案)について、この2つの 議題につき御審議いただくことになっております。

続きまして、本日の分科会の審議結果の取り扱いについて御説明いたします。本日の議題については、国土交通省独立行政法人評価委員長の同意が得られれば、本分科会の議決をもちまして国土交通省の委員会の議決とすることとされておりますので、後日、委員長の家田先生に御報告し、御了承を得ることとしております。

なお、本日の分科会の議事録は、これまでと同様、議事概要及び議事録の形で国土交通 本省のホームページに公表させていただきますので、あらかじめ御了承いただきたいと思 います。

また、本日は、独立行政法人海上災害防止センターから、冨賀見理事長はじめ三好理事、 飯塚理事にも御出席いただいております。

ここで、理事長から御挨拶いただきたいと思います。冨賀見理事長、よろしくお願いします。

冨賀見センター理事長 海上災害防止センター理事長の冨賀見でございます。

委員の先生方には、平素から、当センターの事業につきまして御理解と御支援を賜り感謝いたします。改めてこの場を借りまして御礼申し上げたいと思います。

当センターのあり方につきましては、先ほど河村課長のほうから御説明があったとおりでございまして、民間法人化に向けて準備しなければいけない。その間、第三期中期計画もこなしていくということになろうかと思います。

当センターの事業内容でございますが、御承知のとおり、以前は、一部事業についてはいわゆる赤字の部門もございました。だがしかし、最近2~3年につきましては、防災措置、機材、消防船業務、訓練、調査研究業務の各勘定につきましては、順調に収益を計上しております。その中でも、20年度から本格的に事業展開いたしましたHNS事業、いわゆるHNSタンカー、それと臨海部の石油・石化企業に対する契約業務でございますが、これらの業務は20年度からスタートしました。当初、概算でシミュレーションしながらスタートしたところでございますが、正直申し上げまして、どうなるかということで手探りの状態のところがありました。スタートから本年度で3年目に入っておりまして、HNS事業については、機材の整備なり順調に事業が展開されているところでございまして、この業務内容につきましては、昨年の評価委員会で、財務諸表等も含めて報告しているとおりでございます。

今後の民間法人化に向けて今考えている課題でございますが、独立行政法人でなくなった際には、要するに役所からの現役出向が非常に困難になるということで、プロパー職員をいかに確保して育成するかということ等含めまして、先ほど申しましたHNS事業に関する要員等、いかに確保するかということが1つの課題になるかと思っています。

それともう1つの課題が、当センター固定資産としまして、横須賀にあります訓練所の 訓練棟、それと消防船等の船舶も所有しています。加えて第二海堡の訓練施設、そのよう な諸々の固定資産をいかにメンテナンスして、継続的に使用できる状態にするかというこ とが1つの課題かなと思っております。

第二期中期計画中は、定期点検等も含めまして、定期的な修理で十分間に合うだろうと目算しておりましたが、実は昨年の7月か8月ごろだったでしょうか、第二海堡にございます先ほど説明しました消防訓練施設ですが、そこで排水処理施設が、日常点検もやっていましたし定期修理もやっていましたが、トラブルを起こしまして、全面的に改修しなければいけない立場に追い込まれまして、緊急に修理したということもございます。メンテナンスについても、民間法人化も控えていますし、事業を継続するためには必要なことではないかと、1つの課題だというふうに考えております。

そのほか、民間法人化を目指してその準備の一環としまして、実は法人の使命、いわゆるミッションでございますが、基本理念なり行動指針なりを、今まで書き物にはなっていませんでしたが、それを明文化しまして、センター役職員が一丸となって事業を展開するため、目的意識を共有する旗印になるような基本理念等、昨年の 12 月に定めまして、今

後その理念を対外的にもアピールして、ホームページ、パンフレット、リーフレット等に 掲載するなどして、役職員の意識を高揚して民間法人化に備えたいと考えています。

しばらくの間は、独立行政法人という枠内で、民間法人化に向けた着実な準備を進めて いきたいと考えておりますので、今後とも御理解、御支援をお願い申し上げます。どうぞ よろしくお願いいたします。

千田課長補佐 ありがとうございました。

では、審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。

本日、お手元に配付している資料は次に述べるとおりでございます。まず、配付資料一覧、座席表、委員名簿、議事次第、資料1が独立行政法人海上災害防止センター第三期中期目標(案)、資料2が独立行政法人海上災害防止センター第三期中期計画(案)、資料3が海上災害防止センター中期目標及び中期計画、8枚もので15ページにわたるものでございます。それから、参考1は独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について、参考2は「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本計画」(平成22年12月7日閣議決定)、参考3は独立行政法人海上災害防止センターの民間法人化をめぐる経緯、参考4は独立行政法人海上災害センター役員給与規程の変更について、参考5は関係法令等でございます。過不足等ございませんでしょうか。

無いようですので、それでは議事のほうに進めさせていただきます。

藤野分科会会長、よろしくお願いいたします。

藤野会長 分科会長の藤野でございます。これから審議の進行役を務めさせていただきますが、御出席の委員の皆様方、あるいは他の方々におかれましては、議事の進行に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

藤野会長 それでは、早速ですが、審議に入りたいと思いますが、議事の進め方などに つきまして事務局から御提案があるようでございますので、まず最初にそれを伺いたいと 思います。よろしくお願いいたします。

事務局 環境防災課専門官の遠山と申します。本日はよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

このたび御審議いただく第三期中期目標及び中期計画につきましては、策定に至るまでに多少の紆余曲折がございましたので、まず最初にそこから御説明させていただきます。 参考資料の3を御参照ください。ここにその経緯を記してございます。

センターは、「独立行政法人等整理合理計画」において、平成22年度末までに民間法人

化することが決定されておりました。このため、第二期中期目標期間については、平成20年度から22年度までの3年間として策定していたところですが、平成21年末に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直し」により、先の「整理合理化計画」が凍結され、センターの民間法人化に向けた作業は、一時中断されることとなりました。

その後、御案内のとおり、今年度4月の事業仕分けにおきまして、センターが仕分け対象法人として取り上げられ、事業の実施主体は公益法人などの民間主体、事業規模は現状維持との評価結果を受けまして、民間法人化に向けて、再度動き出したわけでございます。

先ほど課長からもありましたように、民間法人化の方針については、昨年末に、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」として、行政刷新会議において取りまとめられ、閣議決定されております。この閣議決定については、参考資料2にございますので、適宜御参照ください。

このような状況で、民間法人化に係る作業自体が一時中断されまして、平成 22 年度末までの民間法人化は、不可能という状況になってしまっております。しかしながら、第二期中期期間は、予定どおり今年度末で満期を迎えることとなってしまっております。

そこで、第二期中期期間の延長か、新たに第三期の中期目標計画を策定するかといった 対応が必要となりまして、昨年7月に行いました分科会の際には、どちらの方針とするか について関係機関と調整させていただく旨を、皆様にお伝えしていたところでございます。

その結果、法令改正など諸手続に要する期間を勘案しまして、第二期の延長ではなく、 新たに第三期を策定することといたしました。従いまして、このたび委員の皆様にお諮り し、第三期中期に係る目標、計画につきまして、御意見を頂戴する次第となったところで ございます。

今般の経緯については、以上でございます。

次に、中期目標、中期計画及び本分科会の法令上の位置付けについて、委員の皆様は御 存知かと思いますところ大変恐縮ではございますが、確認のため、触れさせていただきま す。

参考資料5を御参照ください。独立行政法人通則法の第29条でございますが、中期目標の規定がございます。第1項において、主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標を定め、これを当該法人に指示するとともに、公表することとなっております。

第2項では、中期目標に記載すべき事項が規定されております。

第3項では、主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないという規定になっております。

次に第 30 条でございますが、これが中期計画の規定でございます。第1項で、独立行政法人は、前条第一項の指示、すなわち中期目標のことでございますが、これを受けたときは、中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないとなっております。

第2項では、中期計画に記載すべき事項が規定されております。

第3項では、主務大臣は、第一項の認可、すなわち法人から申請のあった中期計画のことですが、これの認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないということでございます。

今回の審議につきましては、ただいま御確認いただきました第 29 条第 3 項、及び第 30 条第 3 項の規定に基づき、実施するものでございます。

最後に、本日の議事の進め方についてですが、議題 として第三期中期目標(案)議題 として第三期中期計画(案)の2つの議題がございますが、これを併せて事務局のほう から御説明し、御審議いただくというやり方を御提案させていただこうと思います。そう 申しますのも、先ほど御確認していただきましたとおり、中期目標につきましては、国土 交通大臣がセンターに対して指示するもの。一方の中期計画につきましては、国土交通大臣から指示された中期目標を受けまして、それに基づきセンターが作成するものでございます。

したがいまして、中期目標と中期計画は、内容的には両者が互いにリンクしており、一緒に御審議いただいたほうが効率的でありますし、また、本分科会におきましては、第一期及び第二期中期の策定の際にも、目標案と計画案を同時に見比べながらの形で御審議いただいておるということもございますので、議題とをあわせて御審議いただくことを御提案しますが、いかがでしょうか。

藤野会長 どうも御説明ありがとうございます。

ただいま事務局から御提案がありましたように、中期目標と中期計画は互いにリンクしているということで、議題とをあわせて審議したいということでございます。議論も進みやすくなると思いますし、時間も効率的に活用できるかと思いますので、そのような進め方でいかがでございましょうか。

特に御異議無いようでございますので、そのように御了解いただいたということで、事

務局の提案どおりさせていただきます。

なお、議題 と を併せて審議しますとかなりの分量になりますので、御説明はどこか 区切りの良いところで区切っていただいて、御説明いただいた分について御審議いただく。 その後、残りの分について引き続き同様な審議を行っていただくという進め方をしたいと 思います。そのような進め方でよろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

事務局 どうもありがとうございました。

それでは、議題 と議題 につきまして、御説明させていただきます。

まず、このたび策定することとなりました第三期中期目標の基本的な考えについて御説明いたします。2つございます。

1つは、参考資料の2になりますが、昨年12月の閣議決定、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」であります。ここにおいて、センターについては、「油等防除の確実な実施のために必要な枠組みを維持しつつ、実施主体は公益法人などの民間主体とする。平成24年度以降実施」とされております。政府方針として、民間法人化することが示されているということでございます。

もう1つは、総務省所管の審議会の政策評価独立行政法人評価委員会、いわゆる政独委でございますが、中期目標期間最終年度の法人につきましては、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」を所管大臣あてに出しております。参考資料1にございます。この勧告の方向性を踏まえまして、次期中期目標、中期計画を策定することが求められます。

参考資料1をごらんいただきたいと思います。これが勧告の方向性ですけれども、第1、第2とありまして、第1は法人個別の指摘事項、第2は共通の指摘事項となっております。第2の共通の指摘事項については、そのうちセンター該当事項について、中期目標の中に漏らさず盛り込めばよいということになります。中心となるのは、センターにつきましては法人個別の指摘事項である第1となりますが、センターについては法人形態の見直しが掲げられております。

この中身、記述につきましては、平成 19 年の第一期中期終了時に出されたものとほぼ 同一のものとなっております。第二期と同様に、第三期においても民間法人化に向けた措 置を講じることを政独委は求めている、そういうことでございます。

以上、閣議決定である「事務・事業の見直しの基本方針」、そして、政独委の「勧告の方

向性」を踏まえまして、今回、第三期の中心的な命題は、第二期と同様に、民間法人化に 向けた準備ということになろうかと思います。

従って、整理しますと、事務・事業については、第二期の取り組みを基本的に踏襲します。ただし、新組織形態への円滑な移行のための必要な措置、すなわち経営基盤の充実・ 強化及び体制の確保を図る、そういうことでございます。

以上の基本的な考え方で、第三期中期目標を策定してございます。

では、資料3の4段表を用いまして、目標を中心に、計画を対比しながら御説明いたします。第二期と異なる点を中心に簡潔に御説明したいと存じます。4段表でございます。 左側が第二期中期、右側が第三期中期ということでございます。

1ページ目でございます。一番上の箱、目標をごらんください。お決まりの前文が書いてございまして、右側に対比する計画が記載されております。計画のほうには期間の話が盛り込まれておりますが、この期間については、目標で3ページ目に記述がございまして、そこで触れたいと思います。

次、下の箱、はじめにでございます。ここは沿革が書いてございます。これは第二期と ほぼ同様でございます。

2ページ目をめくっていただきまして、第三期目標、上から4行目の「また」以下の部分ですが、ここは第二期においては、一方の部分が対応しますが、HNS関係事業というのは第二期から始まっております。第三期については、引き続き事業に取り組んでいくということで、また以下のパラグラフの一番最後、「今後とも防除資機材の整備や要員の能力向上等を図っていく必要がある」ということで、HNS業務について位置づけております。

次に3ページ目でございます。上の箱、なお以下でございます。ここについては第二期と同様、センターについては本中期目標期間中において、新組織形態への移行が円滑にできるよう必要な準備を行うものとするということで、準備期間という位置づけを明記しているということです。

ただし、第二期と若干違いますのは、その根拠となる閣議決定が、第二期においては「独 法等整理合理化計画」、今回については「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 となっているというところが違う点でございます。

次に3ページ目の下、1.中期目標の期間でございます。本中期目標の期間につきましては、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間としております。前回、第二期においては3年間。これは整理合理化計画におきまして、平成22年度末までに民

間法人化を実施するということで規定されておりましたので、そこが期限として3年間でございましたが、今回は明確な期限が切られておりません。平成24年度以降実施ということから、5年間とさせていただいております。

ただし書きがございまして、終期到来前に新組織形態への移行が行われた場合、移行の前日までとするということで、その期間中にいつでも、民間法人化することが可能となるような記載ぶりにしております。

この期間の記述を受けまして、1ページ目、一番最初に冒頭ありました計画案のほうに は期間が書いてございます。そういう対応づけになっております。

次に4ページ目でございます。ここからは、2.業務運営の効率化に関する事項ということでございます。まず、センターは、柱書きが第二期と異なり、加えられております。 効率化の取り組みというのは、独法すべからく実施することになっておりますが、センターについては、運営費交付金をもらっている一般的な独法とは異なる、そういった性質であるということをここで明記したり、それから、そのことを前提として新組織移行を円滑に実施するための配慮を行う、ということを改めてはっきりと書き込んでおくということをしております。

次に、(1)組織運営の効率化。事業規模、事業実態の変化に応じて組織・定員について 見直しを行う。これは前回第二期と同様ですが、計画案におきましては、記述の中に、鹿 児島支所を廃止するということを今回は計画しております。

それから、(2)業務運営の効率化の推進。これ以降は、いわゆる効率化の数値目標に係る部分ということになります。まず、 として一般管理費でございます。一般管理費につきましては第二期と異なっております。第二期については、3年間9%ですので、年当たり3%程度の削減ということでございますが、今回の第三期については、毎年度1%以上の削減を行うということでございます。

勧告の方向性において、この辺は具体的に記述することが求められておるため、細かく記述しておりますが、通例、年3%であるところ、今回、センターについては第一期、第二期を通じて十分に効率化を果たしているということと、また、先ほど御説明しました柱書きに書いてあります新組織形態への移行の配慮を考慮しまして、毎年度1%に設定するということを今回しております。

センターの計画案につきましては、これに対応する形で記述しているということです。 それから、5ページ目でございます。 給与水準でございます。第二期においては、人

件費と給与体系、給与水準ということで、 、 と分割して書いてございましたが、今回 についてはあわせて書いてございます。

人件費、給与水準については、勧告の方向性において、1つの項目として指摘されている事項です。これは両者をあわせて取り組むべきことという整理かと考えまして、それを1つにまとめております。

書きぶりは、他法人の書きぶりに倣っておりますが、センター独自の点がございます。 それは下から4行目あたりからなのですけれども、「取り組みを踏まえながら以下ですが、 経営基盤の強化につながるHNS業務の拡充・強化のための体制整備を行いつつ、厳しく 見直すものとする。」ということで、ここでも、先ほど柱書きにありました配慮を明確に記 入しているということです。

それに対応した計画(案)、右側でございます。目標に対応した書きぶりとなっておりますが、異なる点、最後の3行なのですけれども、ただし書き以降、「ただし、HNS業務の拡充・強化に係る人件費については削減対象から除くこととする。」ということで、新しく取り組んでいくHNS業務に係る増分の人件費については除くこととしたいということで、現在、関係省庁と事務的に調整中でございます。

その次、 として事業費の部分でございます。これについても、勧告の方向性で詳しく書けということがうたわれておりまして、若干詳しい記述になっております。第二期におきましては、事業費についてはキャッピング、全体の事業費を制限して、そこから削減するという目標の立て方をしておりましたが、センターの事業の性質を考えた場合、そのような目標の立て方は不適切である。事業のパイを制限するようなやり方は不適切であると考えまして、今回、「5年間を累計した損益計算において、経常収支率が100%以上となるよう節減に努める。」黒字化するように費用の節減に努めるということで、キャッピングを外した目標設定とさせていただいております。それに対応した形で中期計画案が記述されているということです。

次に6ページ目でございます。 契約でございます。これは勧告の方向性において求められている事項でございまして、記述ぶりは横並びということで記載しております。目標に応じた計画(案)を、右のほうに対応して掲げております。

次に、(3)関係機関等との連携の強化。これについては、第二期と同様でございます。 第二期に引き続き取り組んでいくということで掲げてございます。

以上、ひとまとめ、効率化目標というところで一旦区切らせていただきたいと思います。

藤野会長 どうもありがとうございます。

ただいま事務局から、中期目標案、中期計画案の前半の部分について説明がございました。皆様の御意見を承りたいと思いますので、御意見がございましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

では、私のほうから1つ確認させていただきますが、この横長の表の5ページ目の一番右の欄、中期計画案のところの記述ですが、 の給与水準云々という項目です。最後に、ただしという3行の文字がありますが、これはこれだけ読むと、そうかなと思いますが、何かさらに具体的な目標等について、何やらまだ調整があるというような御発言がありましたけれども、そうでございましょうか。何かまだ具体的に出てくると。

事務局 ここの記載ぶりについては、この意図は、政府における人件費削減の取り組みというのが、行政改革推進法において、平成22年度末までに平成17年度比で5%以上削減するという法律で決まっている事項に加えまして、閣議決定で、それを23年度末まで引き続き行うということになっております。

その削減の成果につきましては、それ以降も引き続き厳しく見直していくということかと思いますが、その中にHNS業務の新たに拡充する強化分を含めてしまいますと、その強化分がその狭いパイの中に含まれてしまって、強化にならない。その分については、その23 年度末までの取り組みにプラスオンさせていただきたいという考えで、今調整中でございます。

藤野会長 ということはまだ調整中で、何か具体的なものが出てくる可能性もないとは 言えないと、こういう意味ですか。もう額面どおりこの文章を受け取っていいのか、まだ まだ出てくるんですかということを聞いているわけです。ちょっとしつこいですけれども。

事務局 これは我々としては、意図としてはこういうふうに書きたいということでございます。ただし、これは書き過ぎであると言われて、削られていく可能性はあるということです。

藤野会長 私の個人的感想を申し上げては申しわけないけれざも、HNS業務の拡充・強化に関する部分を、上のほうと一緒にするというのはやや無理があるかなという、私は個人的にはそういう意見です。それはこっちに置きまして、お伺いしたかったのは、この3行がさらにまだまだ、何やら出てくるのかなということをお聞きしたかったのですけれども、今のところはまだ、そこまでの詰めはできていないというふうに理解してよろしいですか。

事務局 これ以上、具体的になる可能性は余りないと思います。

藤野会長わかりました。それを聞ければ結構です。

どうぞ皆さん、御意見がございましたらお願いいたします。

北村委員 5ページの ですけれども、これは事業費のことを言っているというのはわかるのですが、事業費のことは書いてないですね。削減に努めるというのは、何を削減するのか。収支比率が100%になるように削減に努める。人件費を削減するのか、事業費を削減するのか、何を削減するのですかということです。

事務局 済みません、御指摘のとおりでございます。ここは主語が抜けてございました。 事業費については節減に努めるという形にしないといけない箇所でございました。 ちなみに、第二期においては、事業費についてはいろいろと制限をかけてキャッピングから外すという作業をしておりましたが、今回についてはキャッピングをそもそもしないということから、事業費について定義で除くということは考えておりません。なので、 については、「事業費については、」というふうに続けるような案で、また調整させてください。 ありがとうございます。

藤野会長 そういうようなことで、言葉を補うということでよろしゅうございましょうか。

北村委員 はい。

藤野会長 そのほか御意見ございませんでしょうか。

工藤委員 細かいことではなくて、そもそもなんですが、これはもしかすると資料の1とか2を後で見るときに関係するのかもしれないのですが、1ページ、2ページ、3ページの頭にある、はじめにのところです。確かに防災センターは、既に二期目で、今度三期ということでもうわかっていることなのかもしれないのですが、そもそも防災センターというのは何をやっていて、何がミッションでというのがちょっと薄れてきていて、いろいる指摘事項に対して反応しているという感じが非常にあるのです。

これは実はほかの分科会でもそういう傾向がありまして、指摘事項や、こうしたほうがいいというところに非常に集中するあまりに、もともと考えてみると、はじめににある部分というのは、ある種海上災害防止センターのミッションの確認であるとか、これは重要なことであって、それを実施するためにどういう形態が大事なのかという話をするべきで、そういう意味では言いわけ的なところから、いきなり始まっているのかなという気がします。

そういう意味では、4段落目ですか、2ページの例えば中期目標であれば、センターはで始まるところに当たるようなところをむしろ先にして、もともと一体何をやっていて、それでこういうふうに変わってきて、いろいろ状況は変わるのだけれども、何が必要かみたいな順番にしていかないと全体に、三期になって、言われたところに対して対応していますというような感じになってしまうと、非常に弱い気がします。

そうすると、削減とか最後のいろいろな話になってきたときに、削減するところは削減 しましょうというような効率を良くすることばかりが中期目標になってしまうので、その 辺を積極的に出していただいたほうがいいかなと思います。

以上です。

藤野会長 いかがでしょうか、ただいま工藤委員から御指摘がございましたが、今の御 指摘に関しまして、ほかの委員の方で何か御意見ございましたらお願いいたします。

事務局のほうはいかがでしょう、今の工藤委員から御指摘の点。盛られている内容については多分御異論ないのですけれども、物の軽重というか、順序というか、その辺が若干薄くなっているような感じがしないでもないという御指摘だろうと思うのです。どうしましょう、何か事務局としてはお考えがありますか。

事務局 文面について、読んだ方が、わかりにくいということも含めての御指摘かと思います。再度、御指摘を受けて検討させていただきたいと思います。

藤野会長 特に工藤委員の御指摘は、センターというものは、そもそもどういう使命を持って世の中にあらわれてきたかというとちょっと言葉は悪いですけれども、そういうものであったというところを、もっと前面に出したほうがよろしいのではないか。その後いろいろとたくさんの活動をやってこられたけれども、それはあくまでも、そういう大きな使命の中での1つであってということを、もっと明確にしたほうがよろしいという御指摘だと思います。

どうしましょう、これ、すぐ文章を変えますか。

工藤委員 できれば、少し明確にしたほうがいいと思うのです。特に我々最初からやっている人間は今までの経緯をずっと知っていて、今三期目だから、当然重要な部分が変わってきているというのはわかるのですけれども、系列的にだれもがフォローしているわけではないので。そう考えると、いきなりこれを読んだときには、若干唐突な感じがしないでもないと思うのです。やはり組織の中期目標ですから、過去があって現在がある、未来があるのは当然なんですけれども、そもそも今何をやっている組織なのかというのがなく

て、変わったところだけいきなり行くと、ちょっと違和感があります。この順番とかを入れ替えて、その辺のミッションをはっきりさせれば、言っておられることは別に間違いはないわけですので、その辺は整理していただければ全く問題ないのかなと思います。できれば、少しわかりやすくしていただけるといいと思います。

藤野会長 どうもありがとうございます。私も同じようなことで、ここに盛られている こと自身は多分余り過不足ないと思うので、やはり物事の筋道の立て方の順序だろうと思 いますので、それではそういうふうに整理していただけますか。

河村環境防災課長 この場でというのはあれなので、ちょっと検討してみたいと思います。これも実は第一期のときはそれなりに少し書いていたのですが、だんだん宿題のほうを中心になっていたので、変わってきた経緯もあります。改めて、どうするかは考えさせていただきたいと思います。

藤野会長 どうもありがとうございました。

それでは、そういうことで御検討ください。新しい案ができましたらば、わざわざ皆様にお集まりいただくことではないだろうと思うので、メールなりファックスなり何らかの方法で皆様方に、こういうふうに変えましたと周知していただくということでよろしゅうございましょうか。

そのほか、御意見ございませんでしょうか。

ございませんようですので、引き続き後半部分につきまして事務局から御説明をお願い したいと思います。

事務局 それでは、後半部分について御説明いたします。

7ページ目の3.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項ということからでございます。ここの項目については、第二期中期目標とほぼそれを踏襲するという形でございます。目標についてはほぼ同一、ただし、計画については業務の内容を踏まえまして、若干センターのほうで書き加えているという形になっております。

まず、(1)の防災措置業務でございます。目標については第二期同様で、計画のほうに つきましては、最後の5行ぐらいですが、今後も引き続き、HNS資機材の整備の充実を 図るとともに云々と、ここは柱書きで加えられているような事項を新たにまた書き込んで いるということです。

次、下の箱、 海上防災措置業務の適時・適確な実施です。目標については、第二期同様。計画については、センターが今後5年間でやるべきことを新たに加えておりまして、

また以下ですが、「職員の新規採用を進めるなど、新組織移行後に備えた体制整備を推進する。」ということで、民間法人化以後のことを想定し、民間法人化すると国からの現役出向ということが非常に困難になる。先ほど冨賀見理事長からお話もございましたが、それらを見越しての体制整備を推進するという記述でございます。

次に8ページ目でございます。 HNS防除体制の充実強化。目標については、第二期と同様。計画のほうで、最後のパラグラフ、さらに以下でございます。本中期目標期間中においてということで、これはセンターで行っているMDSS事業、海上災害セーフティーサービスと言っておりまして、これまで分科会の中でも何度も御紹介し、非常に高い評価を受けている事業でございます。これについてしっかりと明記して、一つの柱として事業を進めていくことを計画しているということです。

それから、下の箱、(2)機材業務については、第二期同様実施していくことになっております。

9ページ目でございます。(3)海上防災訓練業務。訓練についてです。ここについて第 二期と異なる点は、 の訓練参加者の能力向上の記述を、今回は削除しております。これ は受講生のテストの点をもって訓練の質の指標とするのは、不適切であるという考えがい ろいろな方面から指摘されましたことから、無理に数値目標を設定するほうが弊害がある という考えから、今回、点数評価については削除しております。

それから、(4)調査研究等業務。これについては第二期と同様です。 、 とございますが、引き続き、同様に実施していくということです。

10ページ目、(5)国際協力推進業務。これについても第二期と同様、引き続いて実施していくということでございます。ここにおいても、第二期においては、 で訓練参加者の能力向上という項目をつけ加えておりましたが、先ほどの訓練の考え方と同様に、テストの点による数値目標の設定は不適切であるということで、削除しております。

4.財務内容の改善に関する事項でございます。これについては、目標案のほうでは柱書きです。下から3行分ですが、「図るとともに、新組織形態への移行が円滑に実施できるよう、安定的かつ持続的な経営基盤の充実、強化に努める。」ということで、今回の中期目標の位置付けを柱書きに明記するということにしております。

これに対応する計画案のほう、右ですが、3.予算、収支計画及び資金計画ということでございます。(1)自己収入の確保、それから(2)(3)(4)とそれぞれ計画ですが、これの計画については13ページ目でございます。

ここに、第三期中期期間中における予算の表がございます。これは従来から皆さん見なれていると思いますが、収入については、運営費交付金、施設費等補助金については、センターは一切ないということで、ゼロです。それから支出のほうも、それに対応する業務経費、施設整備費もゼロです。繰越金は、センターの事業の性質から、計上しているということになります。

それから、収支計画、14ページ目。これは損益の予測ということで、5年間分でございます。防災措置業務勘定、その他の勘定ともに、純利益におきまして、当期においては利益を計上するという計画になっております。当然、法人の合計は利益計上という形になっています。

15ページ目、これは資金計画でございます。これは記載のとおりです。

戻っていただきまして、次は 11 ページ目です。ここらあたりは計画のほうで記載がございまして、4.短期借入金の限度額。これは従来どおり、11 億円を短期借入金とする。5.重要な財産の譲渡等の計画。それは、なし。6.剰余金の使途。剰余金は予定していないという記載ですが、剰余金の使途は予定していないということで、剰余金が余った場合に、それを取り分けて何か事業に使う場合には、それを書くということですが、センターについては、そのような予定はないということでございます。

それから、5.その他業務運営に関する重要事項ということで、(1)施設設備の整備です。これに対応する形で、右のほうに記載がございます。これも従来どおり、第二期と同様。

それから、(2)人事に関する計画ですが、ここで若干新組織形態に関連して記述を盛り込んでおります。2行目以降、「新組織形態への移行を円滑に実施するための体制の確保を図り」というところを加えております。それに対応して、中期計画案のほうで2行目、「新組織形態への移行を円滑に実施するため、職員の増強及び知識・技能の向上」という書きぶりをしております。

最後になりますが、12 ページ目でございます。(3) 保有資産の見直し、(4) 内部統制の充実・強化。これは勧告の方向性において、各法人共通事項ということで指摘されている事項でございまして、これについては目標に盛り込み、きちっと対応していくということを指示します。それに対して、計画を立てるということです。さらに細かい計画は、年度計画で立てられるかと思います。

最後、(5)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律云々は、目的積立金がある場合

には、その用途について書くということですが、センターについては、目的積立金を予定 しておりませんので、前例に倣い、項目のみということです。

以上、残りの部分でございました。

藤野会長 ありがとうございました。

ただいま事務局から、中期目標案、中期計画案の後半部分について御説明がございました。皆様の御意見を承りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

平塚委員 7ページの右下に、「また、職員の新規採用を進めるなど、新組織移行後に備えた体制整備を推進する。」という記述が、 の海上防災措置業務に限って書いてございますが、センターの業務、あと機材業務、防災訓練業務、調査研究等業務、国際協力推進業務とございますが、この辺についての新組織移行後に備えた体制整備というのは、必要ないということでございますか。

藤野会長 それでは、お答えください。

富賀見センター理事長 センターの事業で、新規事業と言われるのはHNS事業なのです。HNS事業の中でHNSタンカー事業とMDSS、要するに臨海部の石油・石化事業ということで、そこで職員の新規採用なり必要になってくるだろうというところで、こういう整理になっていると考えています。もちろん訓練内容で、訓練所においてもHNS事業の実習もやっております。メインとなるのは防災業務といいますか、日常的な準備と、いざという場合、それと訓練というところで、こういう整理になっています。

藤野会長 というお考えですけれども、いかがでしょうか。

平塚委員 何か新組織移行後の手当てをする、準備するということであれば、この業務 に限った話ではないのかなと思ったので、御質問したまででございます。趣旨はわかりました。

藤野会長 メインは、今の御説明のように海上防災措置業務だけれども、もちろんそれ以外のところについても、今理事長がお話になったように体制整備等は、いずれ必要最小限の範囲でやっていくということのようでございますが、そういうふうにここを読んでよろしゅうございますか。

今の平塚委員の御指摘は、むしろそうだったらば、もっと大きなところで同じことを書いたらどうかという多分御指摘なのだろうと思います。

平塚委員 センターの事業に受益者として関わっている業界団体としては、業務勘定ごとに当然企業が振られますので、ここの業務だけという形になると、どうかなというとこ

ろがございます。これはコメントでございます。

藤野会長 わかりました。

あえて、ここのところを全般のところに移さなくても、そういうふうに読みましょうということでよろしゅうございましょうか。

北村委員 関連なのですが、11ページの人事に関する計画のところに書いてあることはどういうことになるのか。計画のほうに、「新組織形態への移行を円滑に実施するため、職員の増強」という言葉が入っております。これは多分、人員増のことを言っているのかな。ということは、ここで言っている人員増というのと、今出てきたHNS関連の人員増というのは、違うのかなというふうに思っていました。ここで言うのは、例えば一般の事務員の方も含めて増強するよという意味ではないのですか。

冨賀見センター理事長 ありません。

北村委員 そうですか。先ほど一般管理費の問題も出てきましたので。HNSの人件費は対象外にするけれども、一般の事務員の方が人員増になると、これは一般管理費の増になるのだけれども。人件費を除くと言うから、いいのかもしれないですけれども、人が増えれば当然それに伴ってその他の一般管理費が増えるでしょうから、という関連がどうだったのかなと思ったのです。ここの職員の増強を、HNS防除のほうに限ってやるということで言い切っていいのですか。

北村委員 ここの人事に関する計画のところに改めて出ているものですから、性格が違うのかなとちょっと読めるのです。

三好センター理事 7ページの で新規採用を進めると書いておりますのは、私どもの正面業務でございます海上防災措置業務を充実・強化するという観点から、その1つの手段としての人員の話が書いてあるわけでございます。11ページの(2)の記述は、それとはまた別の観点から、施設整備などに並ぶ手段の一つとしての人事に関して、人事全般に関する体制の充実・強化を書いているわけでございます。別のことを書いているわけではございませんで、1つのことを別の観点から言っております。11ページの(2)に書いている人事というのは、訓練も含めた全体的な体制を整備していくという話を書いているところでございます。

藤野会長 という心積もりのようでございますが、北村委員、御納得いただけましたでしょうか。いや、もうちょっと明確なほうがいいのではないかということでございましょうか。いかがでございましょう。

北村委員 そういうことで読むということであれば、それで読んで。

藤野会長 そうですね。私は今 11 ページ目の一番右の下のところを見ていますけれど も、ここの書きぶりは、先ほどの海上防災措置も含めて、職員の増強及び知識・技能の向上ということですから、これは調査研究事業とか、広く言えばそういうことも含めている と私は理解しました。いずれにしても、ともかくセンターとしては、さらなる充実を図っていきたいという心積もりなのだなと私は了解しましたが、そういう理解でよろしいですか。

しかし、メインは何と言っても海上防災措置の充実というところだろうと思います。そういうことで、先ほどのところにはうたってあったのだろう。そういう理解でよろしいですか。

今のことについて何かありますか。

事務局 事務局のほうから、独立行政法人の増員に関しまして1点だけ補足させていただきます。一応経営の自由というのは認められておるところですが、実際に増員するということとなりますと、関係省との折衝がありまして、簡単にはいきません。ですから、この記載ぶりについても、こう書いてあるからといって自由にできるということではないということです。新たな行政需要が発生したものに限り、認められるというのが現状でございます。その点から、HNS業務については、特別に認められるということです。

藤野会長 また余計なことを私は申し上げますけれども、1年以内のうちに起こるとは 思えないけれども、現政府がエイエイエーと決めてしまえば、案外早い時期に起こるかも しれない。そうするとセンターさんとしては、かなり前広に具体的な検討をされているの だろうと私は理解しておりますけれども、相当具体的な案を詰めておられるのではないか。 今この場の席でそれを具体的に、こういうところに書きあらわすことはなかなか難しかろ うと思いますが、かなりされているのだろうと理解しています。これは私の単なる感想で すから、それに対して御同意、反対などを言っていただく必要はございませんけれども、 多分されているのだろうなという感想を持っております。なかなか具体的な形でここを記 述するというのは、今の段階では難しいのだろうと理解しております。

何かそのほかの点でも結構です。御意見ございましたら、お願いいたします。

小塚委員 記述に関して修正等の提案ではないのですが、伺っておきたいということで、 HNS業務を何年かかけて大きく充実させていくときのイメージとして、今まで持っていました油に関する業務の大体何割ぐらいの大きさになるとか、試算的なもの、それから人 為的なもので、センターの中で最終的にはどれぐらいのウエートをそれぞれが占めるようなイメージで考えておられるかというのを教えていただけないでしょうか。

富賀見センター理事長 非常に難しい質問なのですけれども、イメージとしては、HNS事業でHNSタンカー、これは大体 2000 隻ぐらいなのです。年間契約なり期間限定のものもありますけれども、それは多分ルーチン業務としてあるだろう。それともう1つはMDSS事業については、臨海部の石油・石化企業で今若干伸びておりまして、スタート当時の1年目は70~80社ぐらいの契約だったのですが、現時点では133社。最終的には、特定海域でございますが、200社と契約したいという伸びしろがございます。

となってくると、イメージとしては、従来の油については、これは機材部が業務をやっていますから、そんなに伸びないだろう。なぜならば、化石燃料の需要がどっちかというと右肩下がりだろうということになれば、比率としてどうなるかというのは非常に難しい話ですけれども、やはり我々のメインは油だろう。

現在も、実は金沢港で 8000 トンぐらいの貨物船で燃料油が流れて、今処理していますけれども、現状では、年に発生するのが4件前後だろう。2号業務です。そうなってくるとルーチン業務として、メインとしてHNS事業は右肩上がりか横ばいかということになりますれば、まあフィフティー、フィフティーぐらいになるのかな。MDSSが伸びて、200 社と契約できれば、それに対するアフターケアなり起こった場合の対応ということになりますから、比率的にどうのこうのというのは非常に難しい話ですけれども、HNSについては、将来的にはメインになるだろうと思います。

藤野会長 どうもありがとうございました。

そのほか御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、特にそのほか御意見はございませんようですので、前半の部分も含めまして、本日事務局から御説明いただきました中期目標(案)、中期計画(案)については、先ほど文章を少し入れ替えて、もっとわかりやすくするという提案がございましたけれども、特に内容の修正を要する意見はなかったかと思います。そういうふうに理解してよろしゅうございますでしょうか。

では、今回御説明いただいた中期目標(案) 中期計画(案)について、当分科会から特段の意見はない。ただし、先ほどの文章をもう少しわかりやすくするということは残っておりますけれども、特段の意見はないということにさせていただきたいと思います。

まだ、他の省庁、特に財務省との調整が少し残っておりますでしょうか。

事務局 はい。

藤野会長 まだ少し残っているようでございますので、調整の結果、修正があれば、私が事務局から説明を受けまして確認させていただくということで、その後の取り扱いにつきましては分科会長に御一任いただくということで、いかがでございましょうか。

〔「結構です」の声あり〕

藤野会長 どうもありがとうございます。それでは、今後さらなる微調整が生じましたときには、事務局と分科会長との間のやりとりで事を処理させていただく。もちろんその結果については、皆様にお知らせすることにさせていただきますが、そういうことで処理させていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日予定された議題はすべて終了いたしましたが、そのほかのことでも結構でございます。委員の皆様から何か御意見を伺うことがございましたら、御発言いただければと思います。

平塚委員 先ほど理事長の御挨拶の中で、独法から民間法人への移行によって出向者の受け入れが難しくなる、できなくなるというお話があったと思います。出向者というのは、主に海上保安庁からの出向者ということです。センターの活動というのは、従来もそうでしたし、今後もそうだろうと思うのですが、海上保安行政と全く表裏一体だろうと私どもは思っておりまして、海上保安官の方がセンターに一定の期間出向されてそこで業務されることで、そういう方たちがまた海上保安行政に戻られたときに、油防除なりそういった業務の実態を御存じの上で行政をやっていただけるという、ある部分で私どもとして安心感があったわけですけれども、そういうことが独法から民間法人になることによって失われるということであれば、何がしかの手当てを考える必要があるのかなと思った次第であります。

藤野会長 いかがでしょうか。これは理事長としてもなかなかお答えしにくいかもしれませんけれども、可能な範囲で、今のような御意見に対してお答えできることがありましたら、御発言いただければと思います。

富賀見センター理事長 現役出向につきましては、私が言える立場ではないかもしれませんけれども、現実問題として、認可法人時代には 18 名ぐらいの海上保安庁からの出向者がおり、それと民間の船社からの出向者、それと財務省からの出向者ということでスタートしたのですけれども、現在のところ現役出向が、財務省と海上保安庁も含めて5名です。それで、今年の4月、新年度以降になりますと、その5名が今のところでは、3名に

なるということです。

それと、先ほど平塚委員からの不安の話がありましたけれども、海上保安庁のほうも機動防除隊なるものが3隊か4隊ございまして、かなりの実績を積んでいるし、私らとセンターの現場と機動防除隊が来て指導しているということに今現在なっていますから、その点の心配はそんなには過去と比べて無くなっているのかなと感じています。

しかし、私どももプロパー職員を育てるということで、まず訓練所に入れて、1人新人を採用して一人前になるためには多分、私の感覚では 10 年ぐらいかかるだろう。5 年ぐらいの経験を持たないと現場に出せないだろうということで、新規採用を今後も続けていきながら、レベルが下がらないような形。それとクライアントの方々に満足いけるような体制をとっていきたいと考えています。それ以上のことは、私の立場としては言いようがないかなと感じます。

以上です。

藤野会長 どうもありがとうございます。

私からお聞きするのも何ですけれども、事務局からもし御発言があれば賜りますが、や はり御発言しにくうございましょうか。

河村環境防災課長 我々も民間法人化を、机上の作文ではなくて、本当に今の能力を保ったままやるということになりますと、現役出向を含めた、人をどうやって回していくかということは大変重要なところだと思っております。といっても全体のルールがあるので、それに従うことは確かなのですが、一方で、今こういう公務員の人事のあり方、現役出向のあり方についても、並行していろいろ議論がされているところでありますので、そういうことも横目で見ながら、あるいはセンターのような事情がある法人については、その扱いについて議論していく中では我々も主張していこうと思います。

今でも、研究出向とか現役出向を一部認められている制度もありますので、そういう活用もいろいろなところをにらみながら、本当に机上の作文にならないような、しっかりした民間法人化をセンターとともに目指していきたいと思っております。

藤野会長 どうもありがとうございます。

今の平塚委員から御発言があった点は、センターさんが担っている、極めて特殊と言うと少し言い過ぎかもしれませんけれども、やはり、極めて特殊だろうと私は思います。そういう任務は、我が国の安全・安心、社会の安全・安心、あるいは人命、財産の安全・安心という極めて特異な使命を持っている組織にとっては、今の平塚委員がおっしゃったよ

うなことは重々考えなければいけないことだろうと思います。今ここでどういう結論を出すということではもちろんありませんし、それをどういう評価に生かすということでもございませんけれども、ぜひ今後とも、そういう御意見があるということを踏まえて、センターさんも海上保安庁さんも含めて、御検討いただければよろしいのではないかと私は思います。

そのほか、御意見ございましたらお願いいたします。

藤野会長 それでは、特にございませんようですので、以上で中期目標案及び中期計画 案に関する審議は終了させていただきますが、私のほうから 1 点、御審議いただきたい点 がございます。

現在、私の横にお座りの北村委員に分科会長の代理をお願いしておりますが、その件に つきまして皆様にお諮りをしたいことがございます。事務局から御説明いただければと思 います。

事務局 御説明いたします。

まず、委員の任期の規定につきまして簡単に御説明いたします。平成 11 年に閣議決定されております「審議会等の整理合理化案に関する基本的計画」というのがございまして、これにおいて、委員の任期については、原則として2年以内とする。再任は妨げないが、1つの審議会等の委員に 10 年を超える期間、継続して任命しないという規定がございます。

当分科会に御所属いただいております北村先生、工藤先生のお二方は、来月 17 日で現在の任期を満了されることとなっております。この日をもって御就任継続 10 年目をお迎えするということで、したがいまして、本来であれば御再任いただきまして、引き続き御指導をお願いしたいところでございますが、先の規定により、御再任はいただけないということになっております。

先ほど分科会長からお話のありました分科会長代理については、現在、北村先生にお引き受けいただいておるところでございますが、ただいま申し上げた事情により、北村先生には引き続き御留任いただけないということでございます。この場をお借りして、後任の分科会長代理の御指名をいただきたいと思う次第でございます。

分科会長代理につきましては、分科会所属の委員の中から指名するということになって おります。事務局としましては、御経歴等勘案しまして、宮下先生にお願いしたい、お引 き受けいただきたいということでございます。御提案させていただきたいと思いますが、 いかがでしょうか。

藤野会長 という御提案をいただいておりますが、委員の皆様方、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

藤野会長 皆様の御推挙をいただきましたので、それでは大変恐縮ですけれども、宮下 先生には、北村委員の後任の分科会長代理をぜひお願いしたいと思います。

宮下委員 両先生のように最初から関わっておりませんので、適切なことはできません けれども、何とぞよろしくお願いいたします。

藤野会長 どうぞよろしくお願いいたします。

それから、北村委員、工藤委員におかれましては、長い間、本当に我々この分科会の中で貴重な御意見を多々賜りまして、ありがとうございました。皆様を代表いたしまして分科会長としてお礼申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、以上で長時間にわたる御審議を終了いたしたいと存じます。皆様、御審議と うもお疲れさまでございました。

最後に、事務局のほうから、さらに皆さんにお伝えすることがございますようですから、 どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 事務局から2点、御連絡事項ということで御報告いたします。

1点目でございますが、昨年末にセンターから、役員給与規程が改正された旨、国土交通大臣あて届け出がございました。これは国家公務員の給与法改正に準じて、センターの役員給与を減額措置としたものでございます。具体的には、国の指定職相当の減額措置に合わせまして、センターの役員については、月額にして 2000 円の減額措置を講じたということでございます。

改正後の給与規程は、参考資料の4にございます。御参照ください。本件につきましては、委員の皆様には既にメールで通知させていただき、御意見がない旨を確認させていただいているところでございます。今回、改めて御連絡いたしました。形式的なものでございますが、御了承願います。

次に2点目でございますが、今後、センターは、第二期中期期間の終了に伴い剰余金の繰り越し等を行う必要がございます。海洋汚染防止法では、中期期間終了時に発生した剰余金につきまして、目的積立金または積立金として来期に繰り越す場合には、評価委員会の御意見をお聴きすることとなっております。

センターは、第二期から第三期への剰余金の繰り越しを想定しておりますので、本件に関し、今後御意見をお伺いすることとなろうかと思います。時期については、6月ごろになろうかと存じますが、その際、分科会を開催させていただくか、書面でのお伺いになるかは未定ですが、このような予定があるということを御承知おきいただければと思います。以上、事務局から2点、連絡事項でございました。

千田課長補佐 それでは、皆様、本日は長時間にわたり御審議、ありがとうございました。

以上をもちまして、第 13 回海上災害防止センター分科会を終了させていただきます。 本日はどうもありがとうございました。